

## 理事長及び常務理事の報酬について

定款第 11 条(2)の定めにより、理事長及び常務理事の報酬を次の通りとする。

- 1 理事長の報酬は年俸制(毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日)とし、年額 15,500(千円)※賞与 3.5 ヶ月を含む を支給する。
- 2 常務理事の報酬は年俸制(毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日)とし、年額 9,600(千円)を支給する。

以上